2027年1月始期版

病気やケガで働けなくなったときに収入をカバー

コープさっぽろの

所得ほしょう保険

団体長期障害所得補償保険

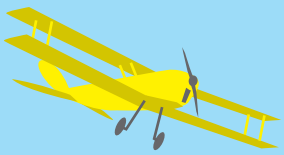
※この商品は損害保険であり、共済ではありません。

働きざかりのお父さん・お母さん

1人ぐらしの新社会人

親御さんが独立したお子様に！

団体契約で 15% 割引！

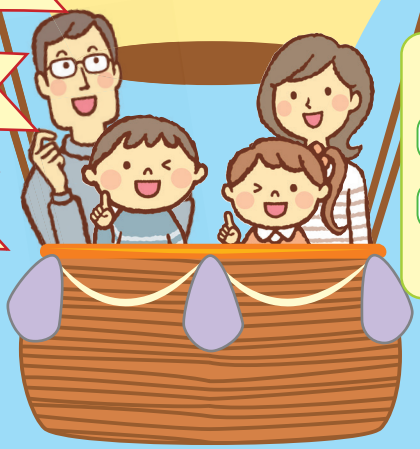




精神疾患カバー！

告知かんたん！

補償開始が早い！



北海道で働く人の月々の生活費（平均）

単身世帯	約 18.4 万円
2人以上の世帯	約 30.6 万円

※総務省「2024年 家計調査」から引用

告知に関する質問事項が簡単に、加入しやすく!!

※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

問い合わせ先

取扱代理店・引受保険会社 ●保険商品の内容全般や補償内容に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●取扱代理店

TEL.0120-37-2523

（受付時間：月～金　10時～17時
（土曜・日曜・年末年始休み））

COOP SAPPORO 生活協同組合 コープさっぽろ 保険事業部

コープ協同保険株式会社（コープ保険センター）
〒063-8501 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
札幌支店法人第一支社
〒060-8552 北海道札幌市中央区北1条西6-2
TEL 050-3798-5099 ※ナビダイヤルでご案内します。
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

コープさっぽろの
所得ほしょう保険は…



病気やケガで中長期間働けなくなった時に、ご自身・ご家族の生活を守ります。

1.3年間にわたって所得をサポート！

病気やケガで働けなくなった場合に、最長3年まで保険金をお支払いします。入院だけでなく、医師の指示による「自宅療養」も補償します。対象期間中に退職した場合でも、就業障害である期間は継続して補償します。

2.補償の開始が早い！

働けなくなってから（長期連続休暇の開始日から）、30日を経過した時点でお支払対象となります。

3.うつ病などの精神障害による休職もカバー！（最長2年間）

※ただし、精神障害のうち、血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象となりません。

⚠精神障害を原因とする保険金請求をいただいた方は、次回更新時に契約をご継続をいただくことができません。（就業障害による所得喪失率20%を超過するかぎりは、継続して最長２年まで保険金をお受け取りいただけます。）

4.一部復職しても継続補償！

仕事に復帰しても、復帰前の所得から20%を超えて減少している場合は、その割合に応じて、保険金をお支払いします。

5.医師の診査は不要！

ご加入にあたっては、健康状態に関する所定の告知書の質問事項にお答えいただくだけで医師の診査は不要です。

※告知の内容によっては、ご加入いただけない場合もあります。

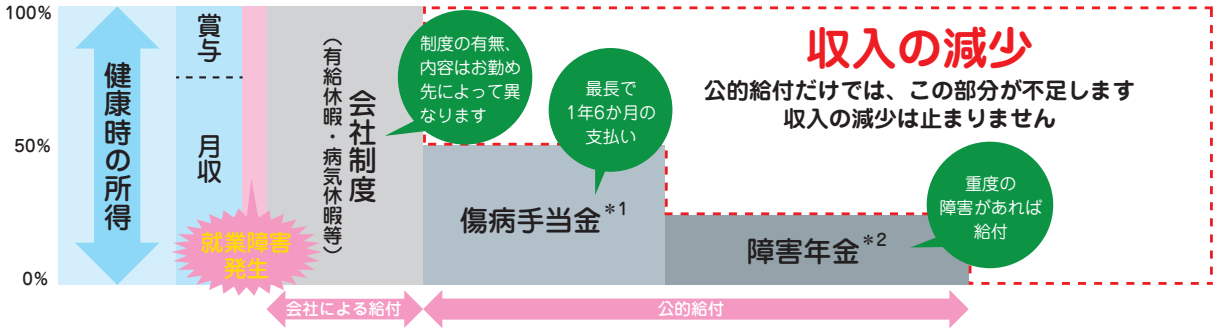
6.24時間、天災もカバー！

病気やケガの発生原因が国内・国外、業務上・業務外を問わず、24時間補償されます。地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業障害も補償します。

ケガや病気で長期間働けなくなった時、収入の減少はとまりません！

会社員の場合は、一定期間は病気休暇など勤務先の制度により収入が確保できる場合がありますが、休業が長期にわたればいずれ収入は途絶えます。公的給付も傷病手当金が最長で1年6か月支給されるほか、障害の程度によっては障害年金が給付されますが、収入は大幅に減少します。
なお、一般的に、個人事業主の場合は、傷病手当金の給付はありません。

●会社員Aさんの場合［例］



＊1　傷病手当金…公的給付にて標準報酬日額の 2/3 が最長で1年6か月支払われます。
＊2　障 害 年 金…障害厚生年金（障害等級 1～3）、障害基礎年金（障害等級 1・2）の場合（非常に重度の障害が残ったと認められた場合）に認定され、給付されます。



保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

コース別月払保険料

収入に合わせて２つのコースが選べます！

介護医療保険料控除対象
（2026年８月現在）

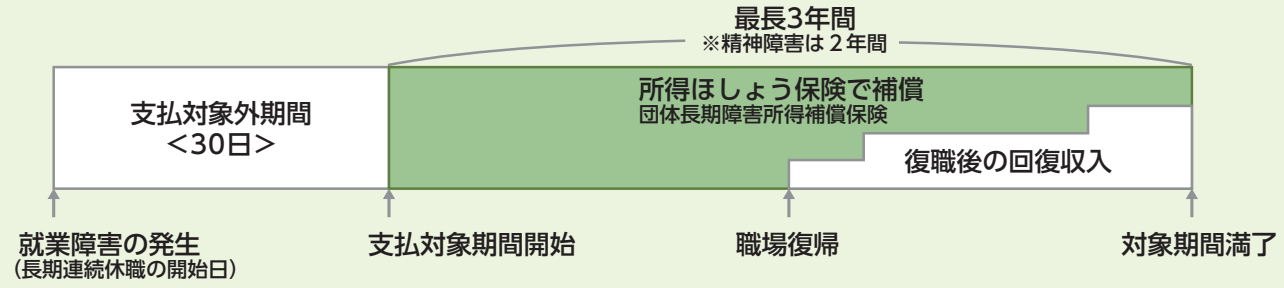
（保険期間１年、対象期間３年、支払対象外期間30日、天災危険補償特約、精神障害補償特約セット）

保険金額	月額10万円コース		月額20万円コース	
契約時の満年齢	男性	女性	男性	女性
18～24歳	618円	371円	1,236円	742円
25～29歳	682円	482円	1,364円	965円
30～34歳	781円	673円	1,562円	1,345円
35～39歳	950円	959円	1,900円	1,918円
40～44歳	1,299円	1,462円	2,598円	2,923円
45～49歳	1,902円	2,135円	3,803円	4,271円
50～54歳	2,572円	2,782円	5,145円	5,563円
55～59歳	3,725円	3,705円	7,451円	7,410円
60～64歳	5,710円	5,176円	11,420円	10,352円

●満18～64歳の方が新規加入の対象です。（継続も64歳までです）
●保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
●ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更となると、保険料が変更になります。
●保険期間は１年です。毎年１月１日更新です。
●保険料は男女別です。　●５歳きざみで保険料が変わります。　●解約返れい金はありません。
●団体割引15％を適用しています。
●お１人様１コースの加入となり複数のコースへの加入はできません。
※補償開始日についてはP.5のスケジュール一覧をご確認ください。
※団体長期障害所得補償保険の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度（※１）等も考慮のうえ設定してください。実際の所得額を超えた保険金額を選択された場合は保険金額を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。
（※１）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
※パート、アルバイトの方はご加入できません。
※就労実態がなくなった場合は、この保険をご継続いただくことはできませんので、ご注意ください。

補償内容

病気やケガで働けなくなり、減少した所得をサポートします！



保険金お支払例

【月額20万円コースに加入】

①会社員Ａさんは、脳梗塞により入院・手術をしたが、後遺症が残り、１年間仕事を休職した。

20万円×12か月（１年間）＝**240万円**

※対象期間が31日目から１年間
（毎月の所得が０円の場合）

＋

②その後、会社員Ａさんは、リハビリを行いながら、時短勤務で一部復職し、その半年後には完全復帰をした。

20万円×0.5(所得喪失率)×6か月＝**60万円**

※所得喪失率＝(就業障害発生前の所得額－回復所得額)
÷就業障害発生前の所得額
(就業障害発生前の所得が30万円、一部復職後の所得が15万円だった場合)

告知の大切さについてのご説明

■告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
■告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：この商品は団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
■保険契約者：生活協同組合コープさっぽろ
■保険期間：2027年1月1日午後4時から1年間となります。保険期間の中途での加入の場合はこのかぎりではありません。
■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額、対象期間、支払対象外期間等）、保険料、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者・被保険者の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入者：コープさっぽろの組合員本人
●被保険者：①コープさっぽろの組合員本人　②左記①の配偶者・お子さま・ご両親・兄弟姉妹（同居・血族か姻族かは問わない）　③上記①の、同居のご親族（新規の場合は満18歳～64歳、継続加入の場合も満64歳以下の方）が対象となります。
●お支払方法：P.5加入の方法に記載しておりますので、ご確認ください。
●お手続方法：下表のとおりお手続きください。

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	「加入内容および重要事項のご確認」画面中央下の申込ボタンを押下することにより、申込みとなります。

既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	本サイトの「2. 被保険者登録・プランの選択」でのお手続きが必要となります。なお、保険金額の増額等、補償を拡大して継続する場合は告知画面への入力が必要となります。
	継続加入を行わない場合	本サイトの「2. 被保険者登録・プランの選択」で脱退ボタンを押下してください。

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌々月1日から2028年1月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の当月27日から登録された口座より引き落としとなります。
●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口までご連絡ください。
●団体割引は、左記保険契約者の団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合
お支払いする保険金の主な内容
被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。
お支払いする保険金の額（月額）＝保険金額×所得喪失率(※1)
(※1) 所得喪失率＝（就業障害発生前の所得額－回復所得額）÷就業障害発生前の所得額
(注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額（20万円）を限度とします。
(注2) 保険金額（支払基礎所得額）が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。
(注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。
(注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。
保険金をお支払いする期間(※)＝就業障害である期間－支払対象外期間
(※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（3年）が始まり、その対象期間内における就業障害である期間（日数）をいいます。
(注5) 対象期間（3年）を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。
(注6) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
(注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。
①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額
(注8) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
(注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。
(注9) 精神障害補償特約をセットした場合、精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合
次の事由に起因する身体障害（病気またはケガ）による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。
①故意または重大な過失
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの
⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
⑦精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害
⑧妊娠、出産、早産または流産
⑨発熱等の他覚的症状のない感染　　など
(注) 精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります（血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。
(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。
（※）他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと

●保険金額の設定について
保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度（※1）等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等（※2）にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
(※1) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
(※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主）	85%以下
健康保険（例：給与所得者）	40%以下
共済組合（例：公務員）	40%以下

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

【身体障害】傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。
【傷害（ケガ）】急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」

に該当しません。
【疾病（病気）】傷害以外の身体の障害をいいます。
【身体障害を被った時】次の①または②のいずれかの時をいいます。
①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。
②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
【就業障害】
（支払対象外期間中の就業障害の定義）
身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。
（対象期間中の就業障害の定義）
身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20％を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
【所得】業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
【支払基礎所得額】保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
【平均月間所得額】就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
【回復所得額】支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
【支払対象外期間】就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し（通算3日以内）、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合には、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。
【対象期間】支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）
●ご加入の際は、申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分にご確認ください。
●申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等(※)の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
＊次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合　など
●告知画面で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業障害（保険金の支払事由）に対しては保険金をお支払いします。
（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）
●被保険者がご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
・被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
・他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
・他の保険契約等がある場合　など
＜重大事由による解除等＞
保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●上記に記載の被保険者（保険の対象となる方）の要件を満たさなくなった場合は、この保険をご継続いただくことはできません。取扱代理店までご連絡ください。

4. 責任開始期
保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。＊中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌々月1日に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い
●就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書　など
③	身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	診断書、入院通院申告書、診察券（写）、運転免許証（写）、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書、死亡診断書（写）、死体検案書（写）　など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（注1）就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。
（注2）身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合
本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等
この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。こ

の保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の９割までが補償されます。

9.　個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①　当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②　当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③　当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④　当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤　契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

加入の方法

本サイトの申込画面・告知画面に必要事項をご入力ください。

毎月の締切日　下のスケジュール一覧をご確認ください。

保険の開始日　下のスケジュール一覧をご確認ください。

保険料の引き落とし

下のスケジュール一覧をご確認ください。登録された口座より引き落としとなります。引き落とし以外の方法での集金はできませんのでご注意ください。

加入者カードの送付

加入者カードは大切に保管してください。また、初回保険料引き落とし後３か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

契約継続時の取扱い

既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合はお手続きは不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、本サイトからお手続きが必要となります。

スケジュール一覧

① 本サイトへの入力締切日	② 保険開始日	③ 第１回保険料引き落とし日	④ 契約更改日
毎月10日	①の翌々月１日	②の当月27日	翌年１月１日

[保険料の自動引き落としができなかった場合]

●初回保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月２回分の引き落としの請求をします。初回保険料が２回連続して引き落としできなかった場合は、申込みは無効となります。

●第２回目以降の保険料引き落としができなかった場合は、翌月２回分の引き落としの請求をします。保険料が２か月連続して引き落としできなかった場合は、最終保険料引落月の翌月１日に保険契約は失効となります。

[契約の変更や解約をしたい場合]

加入窓口までご連絡ください。

[生協を脱退する場合]

この所得ほしょう保険は生協組合員を対象とした制度のため、所得ほしょう保険も脱退（解約）の手続きをさせていただきます。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、本サイトに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約　□保険金額
□保険期間　□保険料、保険料払込方法　□満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

□団体長期障害所得補償保険における保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3.お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

★告知に関する質問事項で特にご注意いただきたいこと

・「医師の診察・検査・治療・投薬」には、入院・手術・投薬をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。また、がんと診断されることを含みます。
・「入院」には、検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。
・「手術」には、「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破砕術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。
・病気を指摘された後、すぐに治療や手術の必要がないため通院がないという状態でも経過観察に該当し、告知の対象になります。
・医師の診断により、予防目的で目薬を点眼することや、薬の処方のみをされている場合も「医師の診察・検査・治療・投薬」に該当し、告知の対象になります。
・医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中の場合も、告知の対象になります。
・再検査、精密検査の結果、異常がなかった場合は、質問事項に「いいえ」とご回答ください。

Q&A

Q1 月額コースはどのように選べばよいでしょうか？

A1 ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度（※1）等も考慮のうえ設定してください。
（※1）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

Q2 雇用形態がパート・アルバイトですが加入できますか？

A2 ご加入できません。
※勤務先の月給を受け取る長期雇用契約の方が対象となります。

Q3 正社員ですが、勤務先に社会保険制度がなく、国民健康保険の被保険者です。加入できますか？

A3 ご加入できます。
（長期雇用契約の方であれば、国民健康保険、社会保険、共済組合の別は問いません。）

Q4 別居の子どもを被保険者にすることはできますか？

A4 できます。組合員である親が加入者となり、被保険者を子としてください。
（同一生計の有無、既婚・未婚は問いません。）

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店・引受保険会社 ●保険商品の内容全般や補償内容に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●取扱代理店

TEL.0120-37-2523
（受付時間：月～金　10時～17時
（土曜・日曜・年末年始休み））

COOP SAPPORO 生活協同組合 コープさっぽろ 保険事業部
コープ協同保険株式会社（コープ保険センター）
〒063-8501 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
札幌支店法人第一支社
〒060-8552 北海道札幌市中央区北1条西6-2
TEL 050-3798-5099 ※ナビダイヤルでご案内します。
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】
電話番号　03-4332-5241（全国共通）　おかけ間違いにご注意ください。
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

●**保険金請求に関するお問い合わせ窓口**
事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの右記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
TEL：0120-727-110 ◆受付時間　24時間365日

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、パンフレット記載の問い合わせ先までご照会ください。

（SJI26-14004　2026年10月6日）